

平成23年8月26日

於：国土交通省中央合同庁舎3号館11階特別会議室

交通政策審議会海事分科会

第26回船員部会

議事録

目 次

1. 開 会	1
2. 議 事	
審議事項	
1. 船員法施行規則の一部改正について	1
報告事項	
1. 船員派遣事業等フォローアップについて	13
審議事項	
2. 派遣事業の許可について	15
3. 閉 会	15

【出席者】

(委員及び臨時委員)

公益代表 落合委員、鎌田委員、石塚委員、今津委員、河野委員、野川委員

労働者代表 高橋委員、立川委員、田中委員、藤澤委員、森田委員

使用者代表 阿部委員、五十嵐委員、小坂委員、三木委員

(事務局)

国土交通省 後藤審議官、三好参事官

海事人材政策課 石澤海事人材政策課長、久米雇用対策室長、林企画調整官

運輸労務課 山本運輸労務課長

海技課 岩月海技課長

開 会

【林企画調整官】 それでは、定刻となりましたので、ただいまから交通政策審議会海事分科会第26回船員部会を開催させていただきます。

本日は委員及び臨時委員総員17名中15名のご出席となりますので、交通政策審議会令第8条第1項及び船員部会運営規則第10条の規定による定足数を満たしておりますことをご報告申し上げます。

続いて、配布資料の確認をさせていただきます。配布資料一覧をごらんください。

まず資料1といたしまして、交通政策審議会への諮問。資料1-1、船員法施行規則等の一部改正について。資料1-2、STCW条約の改正等に伴う船員法施行規則等の一部改正について。続きまして、資料2といたしまして、船員派遣事業の実施状況について。続いて、資料3としまして、交通政策審議会への諮問。資料3-1、船員派遣事業の許可について。以上でございます。よろしいでしょうか。

それでは、議事に入りたいと思います。落合部会長、司会進行をお願いいたします。

審議事項 1. 船員法施行規則等の一部改正について

【落合部会長】 それでは、早速議事に入りたいと思いますが、審議事項の1は、船員法施行規則等の一部改正についてということで、これは前回の部会からの継続案件であるということですが、その後の調整状況等につきまして、事務局から報告をお願いいたします。

【山本運航労務課長】 運航労務課でございます。

それでは、議題1をご説明させていただきます。7月、前回の部会以降、事務局で関係の皆様との議論、調整を進めさせていただきました。その結果を踏まえたSTCW条約改正対応の船員法施行規則の内容について、改めてご説明をさせていただきます。従来のやり方とは異なりまして、7月初旬以降の事前説明を経て、前回7月の部会で諮問をさせていただき、その場で結論ということではなく、並行して引き続きご調整させていただいたということですが、それでも短期間の中、ご対応いただき、関係機関の皆様にご感謝申し上げます。

資料は3種類つけておりますが、まず基本的な考え方を、申し述べさせていただきます。昨年6月に採択されました改正STCW条約への対応として、従来の条約、あるいは現行の国内制度と比較し、緩和された部分、あるいは厳しくなった部分等々あるかと思えます

が、改正条約の議論、採択の過程におきましては、関係組織の皆様にもご参画いただいて、日本としての条約への対処方針等を決めながら、最終的に条約会議において採択に賛意を示した条約であるということで、PSC制度も念頭に置きながら、当然のことではございますが、新条約に準拠したものとして、今回の施行規則の改正案も考えさせていただきました。

よって、内容を見ますと、具体的な検査方法が条約で導入されたり、具体的な数値が基準として決まったというような部分につきましては、それに準拠した形で新制度も考えざるを得ませんが、とはいえ、既存の船員さんへの影響等々、懸念される部分につきましては運用面で工夫可能な部分はないか等、引き続き施行までの間に十分に配慮していきたいと思っております。また、一部、国内制度としては、国際条約のレベルを超えた水準を維持するというような部分も残していく必要があるかということで、本日の案は、提示させていただきます。

諮問対象は、あくまで施行規則に規定される骨格の事項ということではございますが、本日は、先ほど申し述べたような考え方も踏まえながら、現時点で考えている内容ではありますが、少し運用部分にも踏み込んだ形でご説明をさせていただき、理解を深めていただければと思っております。

それでは、資料の1-2、横長のカラーの資料をごらんください。

1枚目は、前回もご説明しました条約改正の背景でございます。来年の1月に改正条約の発効が見込まれているということで、それに対応する改正となります。

内容といたしましては、大きく3つ。1つは危険物等取扱責任者というタンカー関係の資格制度の改正。2つ目が、船員さん全体を通じての話となりますが、健康証明制度にかかわる事項。それから最後が、条約対応等での各種様式類の改正ということになります。

まず、タンカー関係の資格について、ざっとご説明させていただきます。2ページは前回もお示しした資料ですが、資格の取得なり更新なりに必要な要件が条約対応で変わるといって、その全体像を制度改正前後で比較したものを、別添資料1として添付しております。甲種資格、乙種資格の2つに分けて、資格の区分、新規取得の際の要件、更新の要件ということでもとめさせていただきます。強化された点、緩和された点、さまざまございますが、新条約に準拠した形で省令を改正させていただきたいと思っております。

概して言いますと、新規取得、入口の部分については、要件が一部強化された、あるいは資格区分が細分化されたということですが、更新に関しては、従来よりも緩和されてい

るといふことかと思ひます。新旧制度とも、更新講習制度は、現行同様設けておりますが、万が一更新を失念して資格を喪失してしまわれるようなことのないよう、新制度下におきましても、運用面で引き続き更新講習の案内等は継続、あるいは強化していきたいと思つております。この更新講習については、実際に講習会場の場に行く形の講習だけではなく、本日、関係の講習実施機関の方にも傍聴いただいておりますが、通信教育方式の講習等もございますので、資格を持っておられる方に、さまざまな形で、PRを、各関係機関の方にもご協力いただきながら実施させていただきまして、更新を失念して資格を喪失してしまうというようなことがないよう、運用面の措置をしていきたいと思つております。

2点目の健康証明ですが、3ページをごらんください。

まず、省令の改正内容、それから本諮問の内容にもかかわる大きな事項といたしまして、②のところですが、健康証明書の有効期間、結論的には現行の国内制度の「1年」を据え置きたいと思つております。STCW条約上は、ILO条約の規定も踏まえ一部を除き2年ということで基準が示されておりますが、労働安全衛生法による陸上の健康診断義務、毎年の受診が義務づけられておりますが、このような陸上の制度との並び、あるいは、日本では高齢船員さんが多いということも踏まえ、船員法による国内制度としては現行1年のままとさせていただきたいと思つております。その他、健康証明に関しては、何点か、運用面での予定を、それぞれ赤字で記載させていただきました。

視力関係。改正条約で基準が定められたということで、甲板部、あるいは無線部について現行視力基準を変更する点が出てまいります。例えば、従来の国内法の基準であれば満たせるが、新しい条約対応の基準になると、厳しいなあというようなご懸念もあろうかと思ひます。この点に関しては、STCW条約上も、新規の船員と既存船員を業務実績の有無からある程度区別して考えることができるというような規定もございますし、現行の日本の国内制度上も、業務実績等に応じて健康検査としては合格にできるという柔軟な運用等も図っておりますので、そのあたり引き続き継続をしていきたいと思つております。

2点目、前回もご質問等ございましたが、色覚の関係です。今回も省令改正の内容としては、「新たに条約上追加された機関部あるいは無線部の船員さんに検査をする」ということを定めるだけなんですけど、じゃあ実際どういう検査になるのかと、特に、日本の場合、従来は機関部・無線部の方については、国内法的には検査がございませんでしたので、そのあたりのご懸念あろうかと思つております。別添資料2をごらんください。現状、甲板部の船員さんに対して、色覚検査は実施されております。その検査方法というのが、石原式色

覚検査表、あるいはそれにフェールされる方については、パネルD15という右にあるような検査器具で検査を行う制度になっていきます。今後、機関部あるいは無線部の方でどういう検査をするかということについては、そもそも、それぞれの業務につくにあたってどのような色の識別が必要か、例えば、機関部ですと機器のパネル上のランプの色を見るとか、機関室内の配管、パイプが通っているところに、何のパイプかというのをわかるように色で識別するよう法令上決められています。例えば、このようなパイプに巻かれているテープの色を識別できるかどうかというようなことで検査をしてはどうかというようなことも一案として、9月以降、眼科の専門の先生ともご相談しながら施行までの間に検査方法等を考えていきたいと思っております。

先ほど健康証明書の有効期間は1年に据え置くというお話をしましたが、改正条約上、航海中に有効期間が満了した場合の措置ということで3カ月を限度にそのまま航海終了まで乗船を認める旨の規定が入っていますので、それに対応した省令改正を行います。原則の1年にプラス3カ月で最大1年3ヶ月ということになるんですが、その間にお医者さんに検査を受けに行きたくても受けに行けないような就航形態のものもある、例えば、海外基地漁業をやっておられるような漁船になりますが、そのような船舶についての例外措置も加えた上で規定としたいと思っております。

また、本来であれば健康証明書を持って乗船しなければならないんですが、やむを得ない場合には3カ月を限りに乗船を認めることができるという条約規定がございますので、これに対応した規定を省令上も盛り込みます。ただ、有効期限が切れたといっても直近のものを持っておいただかなければならないということで、期限切れから3カ月の間に限り、本来の有効期間とあわせ、合計で1年3カ月に限り、その有効性を認めるというような措置を講じたいと思っております。なお、そういう許可を取りに行っている時間があつたら、その間にお医者さんに行つて健康証明を受けてきてくださいというような現場での指導を含め、制度は限定的に運用していきたいと思っております。以上が健康証明の関係になります。

最後、4ページですが、各種様式改正の関係では、船員手帳に盛り込まれています健康証明の部分を英文併記化することにあわせてということで、船員手帳全体を英文併記様式としたいと思っております。この点については前回の部会でもご意見あったところですが、資料1-1にも記載したとおり、要は、外航船員さんが持っていたくものでもある船員手帳に日本語の記載しかない部分があるという点を考慮しての様式改正です。船員手帳自

体は、内航・外航の乗り替わり、取り替えに当たっての船員さんの手間や費用の負担も避けることを念頭に、海技免状等と同じく、内航・外航で共通のものとなっていることとの関係で、今後、内航船員さんが持っていただくものも様式が変わることになります。しかしながら、当然、内航の船主さん、船長さん、船員さんが英語で記載をしなきゃいけないというような趣旨では全くないといった点については、誤解のないよう、十分、周知を図らせていただきたいと思います。

以上、少し運用の面も含めてのご説明とさせていただきます。

資料1で添付いたしました前回諮問時の諮問内容の相違点といたしましては、諮問内容には「健康証明書の有効期間について所要の改正を行う」という記載をしておりますが、今日ご説明したとおり、結論的に有効期間は現行1年に据え置くということになりますので、その部分については諮問内容と変更した上で答申いただければと思っています。

最後、補足ですが、答申内容に沿いまして今後、改正省令の交付に向けた手続を進めていきたいと思っております。本制度改正につきましては、現在の国土交通省内の手続ということで、法令面の審査を並行して進めている過程でございます。今後、その関連で特段ご報告事項等発生した場合には関係委員の皆様にもまたお伝えしたいと思っております。

冒頭申し上げましたとおり、本制度改正についてはその具体的な運用ですとか、あるいは詳細の基準等々、新制度施行までの間にまだまだ検討していかなければいけない事項も多々ございますので、関係機関の皆さんには引き続きご相談させていただく場面もあるかと思っておりますが、ぜひよろしくお願ひしたいと思っております。

以上でございます。

【落合部会長】 ありがとうございます。それでは、ただいまのご説明等々含めて何かご意見、ご質問等があればお願ひしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

どうぞ。

【立川臨時委員】 今、改正についてご説明いただいたわけですがけれども、全体的にいますと、現状の制度があるわけですね。それにつきまして、STCW条約が変わったということで国内法が改正されるということでご提案いただいたということなわけなんですけれども、現状の船員から見ますと何ら問題がない状況にある。そういう中で何ゆえ改悪部分も含めて、規制強化を含めてされるかという趣旨がなかなか伝わってこない。そういう意味で少しその辺の含めた説明をいただきたいと思っているわけなんです、いかがでしょうか。

【落合部会長】 今のもう少し具体的に、どの点が問題なんですか。

【立川臨時委員】 例えば、視力は強化される、色覚関係が強化される。それから危険物の関係ですね、これは緩和という理解をしているのか、それともどういう形なのかということですね。例えば、1年の期間が3カ月に短縮されるというような感じがある。それは安全問題上どうとらえているのかと、国交省自体がですね。そういうことをお伺いしたい。組合員からもいろいろ意見を聴取してるわけなんですけども、その中で自分の雇用の問題を含めて色覚関係、視力関係につきましては、いろいろ心配が出ている。それから、危険物の取り扱いについても、何というんですか、安全上の問題をどうとらえているんだという疑問符が非常に多く寄せられている。そういう意味でいかがでしょうかという意味です。

【落合部会長】 それでは、事務局からお願いします。

【山本運航労務課長】 制度改正の背景については、資料1-2の1ページでございますように、船員の訓練、資格証明、当直基準に関しての国際スタンダードとなっているSTCW条約というものが前回の大きな改正以降、全般的な見直しが行われたことに対応しての改正ということになります。個々に見ていくと、厳しくなった部分として、例えば、これまで国際的に視力の基準というのは無かったけれど定める必要があるのではないかとか、色覚の基準というのも定めようとか、船舶運航の安全のための条約見直しの議論を経て発効しようとしているものです。それには、対応した国内制度にしなければならないことでの改正ですが、もちろん、冒頭申し述べさせていただいたように、船員の雇用ですとか、既存船員さんへの影響という点については配慮しなきゃいけない点は理解しておりますし、それは新制度の運用面等においても十分に踏まえて内容を詰めていきたいと思っています。

タンカーの資格に関しては、全体像を別添資料1でごらんいただきました。全体的に強化されているあるいは緩められているというよりは、入口の部分は現行の制度と比べると厳しくなった、一方で、更新については従来より緩和されたということで、個々に見ると、強化された部分、緩和された部分いろいろあるけれど、新制度は、全体として、条約対応のものということで構築をしていきたいと思っています。また、講習制度というものも新規、更新時には従前どおりご用意させていただきますし、それについてのPRも先ほど申し上げたように引き続き今までより強化して周知はしていきたいということでございます。

【落合部会長】 よろしいでしょうか。

【立川臨時委員】 いや、もう少し具体的に、何というんですかね、お願いしたいと思

うんですが。具体的にというのは、例えば1年の危険物の履歴を3カ月でやる。その場合、例えば安全面に対しては何ら弊害というか、思っておられないのか、問題ないという理解をされているのか。例えば意見としてはそういう意見も出てきている。非常に3カ月間に短縮してしまうことで、実際の業務についている期間が短いと、そういう意味で安全面に不安はないのかとかそのような問題。それから資格に関していえば、先ほども申し上げましたけども、自分の職がつけるのか、このままキープできるのかという部分について、非常に不安を持っている意見が多いということです。

【山本運航労務課長】 同じような答えになってしまうかもしれませんが、全体のバランスで見てもらうしかないのではないのでしょうか。

もう一度、別添資料1を見ていただきまして、甲種資格については、現行制度ですと、新規資格取得時の業務経験は、極端な話言えば1日でもよかったのが、3カ月以上の期間ということで強化されています。また、乙種資格で言えば、従来は船種の区分がなかったのですが、石油・液体化学薬品か、液化ガスかということで、区分ごとにその業務経験を求めるようになったということで強化されています。

それに対し、更新については、1年が3カ月ということで、確かに短くなっていますが、乙種資格を見れば、単純に数字が短くなっているだけではなくて、資格区分の細分化によって、液化ガスの資格を更新したいのであれば液化ガスの船の経験が要るということで強化もされています。まさに全体を見ていただくしかないと思います。

【落合部会長】 ほかに。

【高橋臨時委員】 今回の諮問に当たっての健康証明書関係についての、諮問に当たっての物の考え方というのを前段でお伺いしておきたいと思っております。3ページの右に前回の諮問から大分修正をして直すと理解をしております。ただ、その前段で、今、総じて日本国民は健康志向というのが非常に強くて、いわゆる予備検診から医薬品や健康食品までの健康ブームの中で、現行ある1年の健康診断の期間の有効期間がなぜ2年間に延ばす必要性があったのか、その部分と、法律が、条約がそうであったからというだけの理由は、私にはとても理解できないので、その辺をお伺いしておきたいと思っております。

特に洋上において、承知のとおり救急車が来てくれるわけでもありませんし、病院に行くこともできませんので、陸上の人以上に健康診断の重みが船乗り社会では全く違うものだと、私は理解をしております。この部分を諮問に出す前に、内部でなぜもっと検討していただけなかったのか。常識的に考えても陸上社会すべて一般の人が1年でやっているも

のを2年に延ばす、これは完全な改悪であり、私から見れば、船員を差別しているのかと、私は思ってしまいました。その辺の事情を配慮したのかどうか知りませんが、この3ページの右にあるように、現行のままとしたいという、こういう再諮問でしょうから、これについては私も理解をしております。

先ほど申しましたとおり、前段の諮問に当たっての、そのような物の考え方でこれから日本の船員というのを維持できるのか、その辺の心構えも含めて、私はお伺いをしておきたいと思っております。

【山本運航労務課長】 諮問では、有効期間を2年とするとしていたではないかという意味ね。前回もご説明させていただきましたが、「健康証明書の有効期間というのを何年にするかというのはまだ検討中なので、本日は条約に準拠した形で示すという形になる」ということで、「2年」というものをお示ししました。

【高橋臨時委員】 いいですか。

【落合部会長】 どうぞ。

【高橋臨時委員】 諮問というものは、そういうものなんですか。私よくわかりませんが、前回から、諮問、答申というのは、諮問してすぐ答申というのはいずれだろうということでも諮問して1カ月おいて答申となりました。その間、もし何もそういう話し合いがなければ、2年間そのままなんですよ。

【山本運航労務課長】 まだ検討中であつたので、「1年に据え置く」というような形で諮問をしなかったというだけのことです。前回以降、引き続き、調整・検討をさせていただいて、最終結論としてはこうしたいというものを本日お示ししたということです。

【高橋臨時委員】 そうすると前回は諮問ではなかったという理解なんですか。

【後藤審議官】 何か私どもの行儀作法についてご指導いただいているような気がするんですけども、今までのいろんな部会での議論というのは諮問して当日お答えいただくという形が大半だったわけですけども、しっかりいろんな関係者の皆様ともよく議論したほうがいいのではないかとということもあって、そういう時間も取るということで、前回検討中のものについては検討中ですと。で、今後いろいろ調整を図って変更していきますと、そういう臨機応変な柔軟な対応を取っていかうということで、ああいう形にさせていただいたということだにご理解いただければと思います。ですから、むしろお褒めいただくことかなと私どもも思っておりました。

あと条約の関係は、STCW条約は船員の資格とか訓練とかというものを国際的にきち

んと決めていこうということで関係各国が皆さんで長い間議論をして進めると。これは今さら釈迦に説法ですけれども、この条約の締約国会議でも全日海の皆さんもご参加された上で決まっているものだというように私どもは理解しておりますので、この条約を先進的な海運国である日本がしっかり批准して進めていくということは海運国の責務としても当然のことだと考えておりますので、条約を批准する形の省令改正をご提案しているということだと思います。

ただその中で、先ほど来もご議論があるように実態に問題がないように柔軟に対応できる部分については考えていくということで、先ほど来、山本課長がご説明しているような対応を今後取っていきますと。で、いろんな支障も生じないようなことについても考えていくというようなご提案をさせていただいているわけですので、そういう点も含めてご判断をいただきたいと考えます。以上です。

【落合部会長】 どうぞ。

【高橋臨時委員】 国内法が条約より上回っている場合、わざわざ国内法を下げる必要性があるんですか。今の答えの中で、私はそういうふうにとったんですが、私は決して国際条約を上回る国内法というはすばらしく、それは我々にとっても、それから国にとってもすばらしいことだと思っているんですが、どうもその国内法を条約に引き下げるという理解では私はいないんですが、その辺はどうなんでしょうか。

【後藤審議官】 どの部分を今おっしゃっているんですか。

【高橋臨時委員】 健康証明の件。

【後藤審議官】 健康証明については1年にするというので、今回も諮問の内容を変更するというので今回ご説明をしておりますので、ご懸念の点についてはクリアされているのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

【高橋臨時委員】 前は2年ということで諮問を私は受けたと理解をしています。今回はこの右にあるように、現行法の1年に戻したいと、こういうふうには理解をしていますが、先程私が言ったのは、なぜ2年というものを諮問したのですか、その趣旨は何だったんですか、その考え方は何だったんですかと私は聞いたんです。

【後藤審議官】 それは条約を批准するということですので、条約にのっとると、こういう形になりますねということでご提案させていただいたわけですけれども、ただそのときもご説明としては、この部分についてはいろんな議論もあると思うので今後調整をさせていただきますというご説明をさせていただいているわけですので、そういうふうにご理

解いただけるとよろしいんじゃないかと思うんですけども。

【山本運航労務課長】 日本の船員法の適用を受けるということで、改正STCW条約に基づいた健康証明書を有する方というのを考えた場合に、一部、外航船に乗り組む外国人船員さんがいます。日本籍船に乗る以上、そういう方の所持する健康証明書も日本の制度に則ったものにならなければなりません。この健康証明書の有効期間というのは、他国では大抵2年です。そうすると、日本籍船に乗り組む外国人船員さんが持ってこられる健康証明書の有効期間は、おそらく2年になるのではないかとということも頭に入れながら、この施行規則で定めている日本の船員法に基づく有効期間を何年にすべきかというのは、前回の時点ではまだ決め切れなかったので、「条約に準拠した形でお示しするところとなりますが、引き続き検討したい」ということをご説明させていただきました。結果、「有効期間は1年とさせていただきます」というものを本日お示しさせていただいた次第です。

【高橋臨時委員】 私はもっと単純に、現行1年の有効期間の船員手帳の健康証明のところをなぜ2年にする諮問をしたんですかという話をしているんです。2年にするための考え方とは何だったんですか。条約に合わせたいと、こういうことだったのでしょか。

【山本運航労務課長】 条約に準拠するということになるという趣旨です。

【高橋臨時委員】 外国人の云々なんて話を、私はしてるんじゃないですよ。いとも単純明快になぜ2年間にする必要性があったんですかと、かみ砕いて言えばそういうことです。

【山本運航労務課長】 最終的には、本日の答申をもって、改正内容が決まると理解していますが。

【落合部会長】 要するに、あくまでもその案が前回示されたわけなので、その意味ではその後の議論、検討によっては内容が変わり得るという前提のもとに出されており、そして本日さらにその案の一部修正されたものが案として出されてきており、それについて今のお話伺っていると、その今の案については異論はないわけですね。よろしいわけですね。で、これ、船主側のほうも現在の案で問題ないわけですか。そうすると、過去のこれより1つ前の案がどういう形であったか、それがどういう趣旨によって出されてきたかという問題は、それ自体は一つの問題としてはあり得ると思いますけれども、さらに審議を進めなきゃいけない時間の関係もあり、本日、前回の案と変更が出てきた案についてはここにご出席の委員の方々、異論がないということでもありますから、この部会の審議としては本日提案されている案を採択するということにして、さらに議論しなきゃいけないテ

一マもありますので、そちらに進行を進めたいなと思いますが、そのようにさせていただいてよろしいでしょうか。どうぞ。

【立川臨時委員】 ちょっと今、座長からお話がありましたけれども、それと国交省さんからの説明を聞いておられますと、とりあえずといいますか、条約がこう決まっているから、2年であったから、とりあえずこれでやりましたと。その後、いろいろ考えてみますと、国内法との比較で見ると1年でということが出てきましたというようなプロセスでございますね。そういうことでよろしいのでしょうか。

【立川臨時委員】 といいますのは、何が言いたいかということ、先回の会議で諮問をされたと受けました。ところが今回の会議で諮問内容変えましたという変化が起きております。で、今回の提案につきましても例えば視力検査、色覚、それから航行のやむを得ない場合とか、いろいろ提案がなされております。で、この提案の内容がすべて検討ですとか、予定ですとかということを示されている。そうしますと、じゃ、それはどこまでなんですかと。ここではっきりしていない。そういう中で諮問をそのままいいですねというわけにはいかないのではないかと私、思うところなんです。

【落合部会長】 ということは反対だということですか。

【立川臨時委員】 いや、反対だと言ってるのではなくてですね。

【落合部会長】 現時点で採決するのは反対だというご趣旨？

【立川臨時委員】 いえ、今この状態で採決ができるんですかと、予定ですと言いながら、例えば2年が1年に変わってくる。ここで表記されているのは、検討します、予定しますということで現行の制度を守るようにしていますと言いますが、本当に結論はそうなんですか、非常に不安が残るということを申し上げたい。

【落合部会長】 どうぞ。

【藤澤臨時委員】 先ほど座長からご説明ありましたように、STCW条約の改正には我々も深く関与してまいりました。中身についてもいろんな形でかかわってきたわけです。それで、お互いがここで言っているのは、我々も現場で働いている内航、沿海、フェリー、旅客船の船員さんがおるわけですけれど、日本の船員法はすべからくこういう条約に上回る部分が昔からかなり整備をされてきておりました。そういう関係で、STCW条約がこうだからいうんで今まできたそういう考え方まで、日本の行政の考え方まで条約、条約でいろんな見直しが提案されてくるのかと、こういう厳しい現場からの働いている人の意見が上がってきたわけです。

今彼らの言ってるのも、そういう意味で、本来、行政としてやっぱり条約が勝る部分もありますし、あるいは抵触する部分も出てまいります。主には抵触する部分について改正論議が今まで進んできたわけですけど、とらえ方によっては、今回のSTCW条約の条文に沿った提案から入ってきたと、こういうので、ちょっと混乱いたしまして、現場で働いてるほうで、今こういう議論に我々なっているわけです。

例えば、危険物等の取扱責任者の関係でも、実際にはタンカーに乗る場合もあるし、貨物船に乗る場合もありますし、連続してタンカーに乗る、あるいは陸上勤務で一定期間離れてしまう場合とかいろんな実態があるわけですよ。ですから、我々は船員法の改正についてはそういう日本の船員の事情をよくしんしゃくして進めてくださいと、こういう現場の意見を今、代弁しているわけでございます。

この中身につきましては、今日そういうことも含めてまた修正的な中身も出てまいりましたので、この中身については、ここで座長が進められているように取りまとめていただいたら結構じゃないかと思えます。

【落合部会長】 それでは、いろいろまだ実際、調整を残す部分というのが、現実の運用の段階であり得るということで、その辺についてしっかりした形で運用がなされるという方向については、今後さらに事務局にその点を十分配慮して進めるという形でやっていただくということにしたいと思えますが。

【山本運航労務課長】 省令で書く事項、通達で書く事項、それからまさに運用の話とか、いろいろなレベルのものがあって、大枠としての省令の改正事項というのが今日お示ししたものです。立川委員がおっしゃるようなご懸念も踏まえ、実際にどういう運用になるのかという部分について、こういうことを予定、あるいは検討していきたいということで記載させていただきました。それは、まさに、省令で規定する事項ではなく、運用レベル、通達レベルの話が多いから、現時点ではこういう書き方とさせていただいたものです。海員組合さんだけではございませんが、引き続き、ご相談にのっていただきたいと思いますし、最後までおつき合ください。

【落合部会長】 それでは、この案件につきまして国土交通大臣から諮問137号をもって諮問された件については、前回諮問された案のうち、健康証明書の有効期間を現行どおり1年とすることとし、それから第1、2の「健康証明書の有効期間については所要の改正を行うとともに、」となっていた部分を削除する。しかし、それ以外の部分については同案のとおりとすることが適当であるという結論に当部会としてはしたいと思えますが、

いかがでしょうか。この点はよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【落合部会長】 では、そのようにさせていただきます。なお、いろいろご意見が出ましたように、新制度の施行に向けましては、制度の詳細あるいは具体的運用等について関係委員の方々のご関心も非常に高いということがございますので、それらの点につきましては、事務局で引き続き関係機関あるいは関係の方々との情報提供等も含めて意見交換、よろしく願いをいたします。それでは本件につきましては、本日提示の内容をもって海事分科会長のほうにご報告いたしたいと思っております。そのように取り扱ってよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、そのようにさせていただきます。

報告事項 1. 船員派遣事業等フォローアップについて

それでは、次の議題に移りますが、これは審議事項2の船員派遣事業の許可についてというものですけれども、これは個別事業者の許可に関する事項だということで、公開することによって当事者の利益を害するおそれがあるということでもありますので、審議を非公開とさせていただくために、これは最後のほうに回すということにして、それより先に報告事項の船員派遣事業等のフォローアップについて、報告事項でありますけれども、その報告事項を先に進めることにいたしまして、この点につきまして事務局からご報告をお願いいたします。

【久米雇用対策室長】 雇用対策室の久米でございます。

船員派遣事業等のフォローアップについてご報告させていただきます。資料2でございますが、2枚めくっていただいて3ページ目をごらんいただきたいと思います。参考ということでございますが、船員派遣事業等のフォローアップ会議でございますが、この会議については船員派遣制度の導入に当たり官労使によるフォローアップの場を設けるということで平成17年7月に設置されたものでございます。これまで17年から半年ごとに開催し13回目を先月の7月20日に開催したところでございます。委員名簿にあるように、

野川委員を座長としまして、こういうメンバーで半年ごとに派遣の関係についてチェックをしていただいているということでございます。

1 ページ目に戻っていただきますが、そのときに使った資料でございます。17年4月に導入されてから、7月20日現在でございますが、今も変わらないんですが219事業者に許可を行っているところでございます。実際には許可後、廃止や更新の手続を取らなかった等の事業者がありまして、187事業者が今、現在、派遣事業者としてあるところでございます。

許可後、3カ月をめどとして申請にかかわる部分について、当の派遣事業を実施している状況等について事業所に運輸局が監査に入りまして監査を行っているところでございますが、1月に行った12回のフォローアップ会議以降、11の事業者に監査に入ったところでございます。11事業者のうちはまだ派遣事業を行っていない4事業者については基本監査ということで事業所としてちゃんと看板を掲げているかと、基本的なことについて監査を行っています。7事業者は既に派遣業を行っていますので、派遣業の中まで適切に行っているかどうかという監査を行ったところでございます。

それから、平成20年6月より3年を経過して更新をした事業者が発生しておりますが、更新手続後は5年間有効ということでございますが、この5年間の間に1回、事業所に監査をするということで監査をし、20事業者について監査を行っております。

合計、監査を行った事業者は31事業者で、新規事業者が11、更新事業者が20事業者について監査を行い、このうち派遣を行っている事業者が25事業者でありました。このうち12事業者について、派遣先から派遣船員ごとの派遣就業に来た日を毎月1回通知をすることを義務づけられているんですが、そういうことがなされなかった等の延べ21件の不備事項が発見し、是正をするように指導し、是正されたところでございます。また、船員労働安全衛生規則に基づく教育等についても適切な教育訓練を実施するように指導を行ったところでございます。詳しくは1以降、それぞれ記載していますので、そちらのほうを見ていただきたいと思います。以上でございます。

【落合部会長】 ありがとうございます。それでは、ただいまの説明につきまして、何かご質問、ご意見ございますでしょうか。

審議事項 2. 船員派遣事業の許可について（非公開）

それでは特にないようですので、次の議題ということになりますが、この審議事項の2につきましては、先ほど申し上げたように当事者の利益を害するおそれがあるということでもありますので、船員部会運営規則11条ただし書きの規定によりまして、審議を非公開とさせていただきます。したがって、マスコミ関係の方をはじめ、関係者以外の方はご退席をお願いいたします。

(関係者以外退席)

閉 会

それでは、本日予定いたしました議事はすべて終了ということではありますが、特に何かご意見、ご質問ございますでしょうか。

【林企画調整官】 次回の部会の日程でございますが、9月は定例の第4金曜日が休日ですので、1週繰り下げて9月30日金曜日の14時からとさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

【落合部会長】 それでは、以上をもちまして、交通政策審議会海事分科会第26回の船員部会を閉会といたします。お忙しいところ、ご出席いただきまして、どうもありがとうございました。

— 了 —